

平成30年度第1回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会（会議概要）

平成30年8月27日（月）

鶴岡市役所大会議室

○傍聴者2名

（午後2時5分）

1. 開会

2. 委嘱状交付

委員17名に対し鶴岡市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱状を交付。任期は平成30年8月24日から平成32年8月23日までの2か年。

3. 主催者挨拶（白幡市民部長）

- ・17名の委員の皆様からは、今後2年間、本市の廃棄物減量に係る事業推進にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。
- ・ごみ焼却施設と最終処分場の整備については、市民の皆様から広くご理解をいただきながら事業を進めていく所存です。
- ・平成29年度の鶴岡市廃棄物行政の事業実績と、平成30年度の鶴岡市廃棄物行政の事業執行について説明させていただき、皆様からは、廃棄物減量に係る事業推進につきまして、多方面からご意見を賜りますようお願い申し上げます。

（審議会成立）

委員17名のうち13名出席であり、鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項（委員の半数以上の出席により成立）の規定により会議開催が成立。

4. 委員紹介並びに事務局紹介（自己紹介）

5. 会長・副会長選任（条例第5条の規定により委員互選）

選出について委員に伺ったところ「事務局一任」の声があったため、会長に小谷卓委員、副会長に上野隆一委員をお願いする事務局案を提示し、承認を得る。

6. 会長挨拶

ただ今、皆様のご推薦により会長に任命いただきました。引き続きですが、一つの節目でもありますので、全力をもって任期を全うしたい。

(午後2時30分)

7. 議 事

条例第6条第1項の規定により、会議の議長を会長とする。

(1) 平成29年度鶴岡市廃棄物行政の実績について 資料に基づき事務局説明(資料別添のとおり)

(委 員) 新しい焼却場を建設中ということだが、ごみ収集、処理方法は今までどおりなのか。それとも変更、変化があるのか。

(事務局) 基本的に現在の施設と変わりなく、分別・収集方法も今までどおり。

(委 員) ごみ焼却やリサイクルプラザでの中間処理量は減ということだが、最終処分量は増となっている。この要因はどのように分析しているのか。

(事務局) 焼却施設の焼却効率低下により、残渣率が高くなったものと考えている。

(委 員) ごみの量が減ったということは大変喜ばしく、市民、事業者のエコ、ごみ減量の取り組み成果と考える。ところで、この減少は人口が減った影響なのか、ほかに要因があるのか、どのような認識を持っているのか。

(事務局) ごみ収集量は減少したが、一人あたりのごみ排出量は横ばいであり、人口減が大きな要因と考えている。ただ、このような数値はある程度長期的に分析していかなければならないと考えている。

(委 員) クリーン作戦の実績も廃棄物の量に含まれているのか。海岸線の漂着物もかなり多く含まれていると思うが、本来これは県が処理するものだと思う。鶴岡市に対して県から処理費用などが交付されているのか。

(事務局) 廃棄物処理量にクリーン作戦の回収量は含まない。また、クリーン作戦では指定ごみ袋に入るプラスチックやびん、缶などの人工物で、市の施設で処理できるものに限っている。海岸に打ち上げられた材木や漁網など大きな漂着物は、県をはじめとする管理者に処理をお願いしている。

(委 員) 海岸線や河川敷のごみは出所がわからない。実施回数も年度でまちまちであり、ごみ処理量に含めるには不都合がある。市内の公共の場にあるごみを積極的に拾ってクリーンアップにつとめている実績として意義のあるデータだと思う。

質疑終了

(2) 平成30年度鶴岡市廃棄物行政の事業執行について 資料に基づき事務局説明(資料別添のとおり)

(委 員) 不法投棄について、具体的にどのような対策で臨むのか伺う。

(事務局) 郵便局をはじめ市内の広範囲で業務している団体、事業所からなる鶴岡市不法投棄防止ネットワーク協議会を組織しており、不法投棄を見つけた場合などに連絡してもらおう。不法投棄を早期発見し、便乗的な不法投棄の防止に努めている。また、車後方に貼る不法投棄防止のステッカーを作製し、不法投棄の抑止につとめ

ている。さらに、山形県庄内総合支庁で組織する庄内不法投棄防止協議会にも参加し、不法投棄物の撤去を進めている。個人の土地への不法投棄は基本的に土地所有者が処理することになるが、不法投棄が広範囲あるいは他に重大な悪影響を与える場合などに協議会対応を検討している。

(委員) 個人の土地への不法投棄は、あくまでも個人の責任でということか。

(事務局) 廃棄物処理法では一義的に不法投棄の行為者の責任とし、犯罪として禁錮や罰金などの処罰を設定している。一方「占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない」とも規定し、投棄者が不明の場合は土地所有者に不法投棄物の処理をお願いしている。ただ、大規模なものなどについては、先ほどの庄内不法投棄防止協議会へ報告しながら、ケースバイケースでの対応になると思われる。

(委員) 最終処分場整備について、地元の方々ご理解のもとに進められるということで適切に進めていただければと思う。ごみの有料化については調査検討をするということで、まずスリーアールを推進してごみ減量化を進めるという考え方であろうかと思うが、1人一日あたりのごみの量は県内でも庄内地域が若干高めである。庄内の中では鶴岡市は高くない方で、分別方法の違いもあるが、ごみの収集、処理の原価は1トン当たり約29000円、10キロ当たり290円。ごみ処理は皆さんの税金で賄うだけでなく、ごみを多く出した方からはそれなりの費用負担を求めることも必要かと思う。有料化したら直ちにごみが少なくなるわけでないが、ごみ処理負担の公平性の観点などもあり、ごみ減量の意識付けをしていく上で効果的な方策の一つと考えている。推進について調査検討をお願いする。意見です。

(事務局) ごみの有料化は県内で庄内の市町村だけが実施していないということで、本市も色々と研究をしてきた経緯がある。市民の方々の理解を得るためにも、有料化実施の前にごみを減らす工夫ができないかと検討しており、合わせて有料化の調査検討も続けていきたいと考えている。

(委員) 毎年何か目玉として、ごみ減量ということで目に付くような施策を考えてもらいたい。小型家電回収や雑がみの資源回収はそのいい例で、かなりの量が回収され29年度は少なくなった。ただ今までどおりやっていますではなく、今年はこのことを重点的に行うというように、それによりごみ減量が進んだのかの検証も含めて、考えてもらいたい。委員の皆さんからもこういうことをやってはどうかという意見を出していただきたい。私としては、ごみを燃やすということは水を燃やすことと同じで、水切りをしっかりしないといけないと思うが、なかなか各家庭でうまくいっていない。コンポスト購入補助などを廃止した経緯もあったが、かつてのごみの量からすれば、ごみは大分減ってきた。人口減もあるが、これから増えていく傾向ではなく、市民の皆さんが頑張っているからだと思う。

(委員) 新しい最終処分場が地元の住民の方々から同意をいただいたということはとても良かったなという思いである。ただし、そこで埋め立てられるごみは市民誰もが

捨てているものであり、なるべくごみを出さないよう果物などの皮は薄くむくなど、自分たちもいろいろと工夫をする積み重ねがごみ減量につながると思うので、実践を広げたいと思う。また、新たな施設は15年間の期限があるとのこと。その後を考えた場合、ごみがゼロになるわけではないので、施設の運営については最善を尽くしてもらい、決して環境汚染などがないようにしてもらいたい。そうすることによって、市民の理解も深まり、次の施設整備につながると思う。

質疑終了

(午後3時35分)

8. その他

可燃ごみ減量啓発について（食品ロス削減、事業系ごみ適正排出）

資料に基づき事務局説明（資料別添のとおり）

(委員) 30・10運動は、2時間程度の宴会を想定し、乾杯から30分間とお開きの前10分間、自分の席で料理を食べましょうという運動だが、これが結構難しい。私もこれまで職場などで実施してきたが、人によってはほとんど食べない人もいて、そのような場合は最初に食べ物を融通するとか分け合うとか、せっかく心を込めて作ってもらった料理なので、美味しく召し上がってもらえばと思う。美味しい料理をたくさん提供し、お客さんにたくさん食べてもらいたいと料理を出すお店もあるが、料理が残ってしまうとそれを処分する経費がかかるし、お客も同じお金を払ったものが結局捨てられてしまうのはもったいないことだ。地域の寄り合い、会社や団体などでの寄り合いでも少しずつ取り組んでもらい、もったいないはケチではないエコなんだと皆さんでお話をしていただきたい。その取り組みがほかの皆さんにも通じることにより、環境に良い方向につながると思う。庄内総合支庁でも、食の都庄内ということで、美味しいものが庄内にはたくさんあるということで取り組んでいるので、ぜひ皆さんからも食べ切り運動を多くの方々にお話をしていただければと思う。

(委員) 事業系一般廃棄物の適正排出について、7月の調査で本来産業廃棄物として処理されるごみがあったということだが、排出元などは調査済みなのか。

(事務局) 許可業者がピット内に排出する際の目視による調査であり排出元を特定してはおりません。不適切なものとしては、水切りが徹底していないせいか厨芥類をいれたビニール袋やペットボトル、本来ごみとして受け入れしない段ボールなどが見受けられた。啓発チラシについては3,4年前にも配布をしているが、改めて確認していただくためにも配布を予定している。

(委員) 今回初めて参加し、ごみ減量には水切りが大事だと改めて分かった次第。我々も宴会が非常に多くあり、確かに食べずに残されるものも非常に多いと感じているところであり、何とか無くすようにしようを考えているところだ。ところで、基本的

なことなのだが、分別して捨てるごみと分別しないで一緒に捨てるごみの違いは何か。

(事務局) 分別について、かつてごみは焼却又はそのまま埋め立て処理されていた。その後リサイクル法などが制定され、ごみをその種類ごとに分別しリサイクルできるルートができた。鶴岡市はごみ袋の種類で5分別を市民からご協力いただき、茶色袋と青色袋はそのまま焼却あるいは破碎して金属類を取り出し、その焼却灰や残渣を最終処分場に埋め立てる。桃色袋、黄色袋は袋から出して梱包、緑色袋はびんとスチール、アルミ等に分別し、資源物として出荷しリサイクルしている。一方、分別しない場合、もっと高い温度で焼却処理し、焼却後に残った金属等を資源物として取り出してリサイクルする、焼却熱をエネルギーとして回収するなどの方式があり、それぞれの自治体の考え方によって違いがあり、それによってごみの処理の入り口である分別方法が違うことになる。

(委員) プラごみも燃やすガス化溶融炉方式だと残渣が少ないというメリットがあるが、稼働コスト、焼却費用が非常に高くなってしまいうデメリットがある。

(委員) コストが高いということだが、最終処分場を15年間使用するコストも含めた場合はどうなのか。

(事務局) ごみ焼却方法の違いによるコスト比較ではなく、リサイクルを推し進めるという考えの中で鶴岡市はこの焼却方式、分別方式を採用した経緯である。

(委員) 地域でクリーン作戦、清掃活動を実施しているが、ごみの回収量は相当減っており、それだけ意識が高まっているのかなと感じている。食品ロスに関して、私たちも地域活動の中で懇親の場を多く設けており、食品ロス削減の意識を持ちながらできる範囲で協力していきたいと考えている。

(委員) カセットボンベを廃棄する時は穴を開けないでということだが、私は穴を開けるようにとの説明をずっと受けてきた。この点について市民にどの位周知になっているのか。中途半端ならなるべく早く周知してほしい。また、カセットボンベの中身を全部使いきれなかったら、市役所へ持ってきてくださいとあるが、高齢のひとり世帯の方の場合それも大変だ。また、最近電子タバコが出回っているが、昨年発行のガイドブックに記載はないようなのでぜひ更新していただきたい。

(事務局) カセットボンベやいわゆるスプレー缶の穴あけは大変危険なので、今後ともエコ通信や広報などで周知をしていく。また、現在、カセットボンベ等の回収を個別に行うまでには至っていないが、安全で確実な収集方法について検討していきたい。ガイドブックを毎年改定することはできないが、電子タバコに限らず新たな製品が生まれ、廃棄物になってくるので、改定時にはそれらにしっかりと対応したい。

9. 閉会

(午後4時10分)